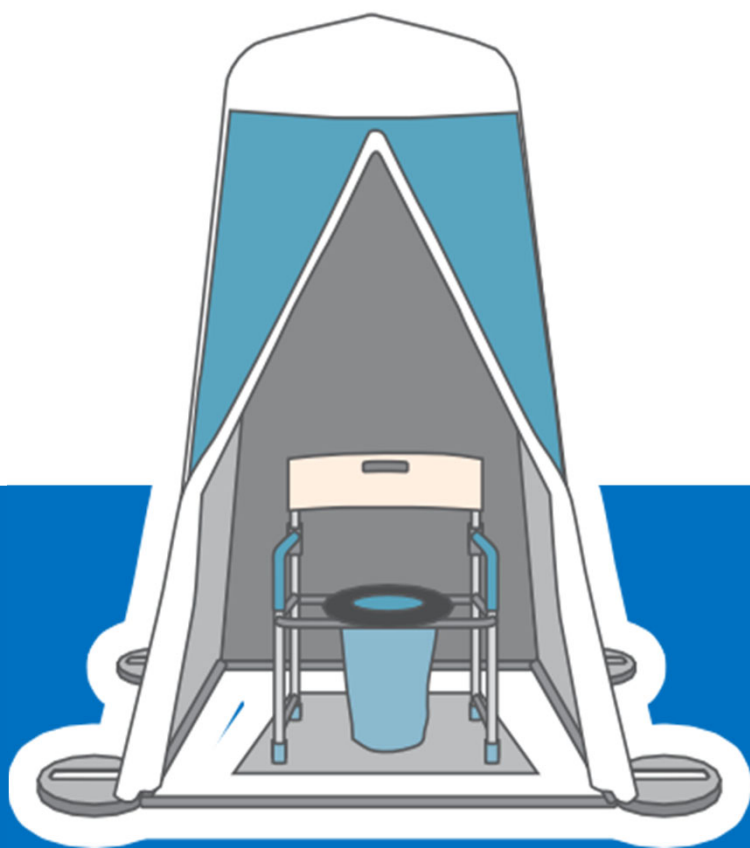


災害用

マンホールトイレ 導入支援事業のご案内



断水時における快適なトイレ環境を
確保するため、高齢者施設等に対して
マンホールトイレの設置費用を補助します！

補助金

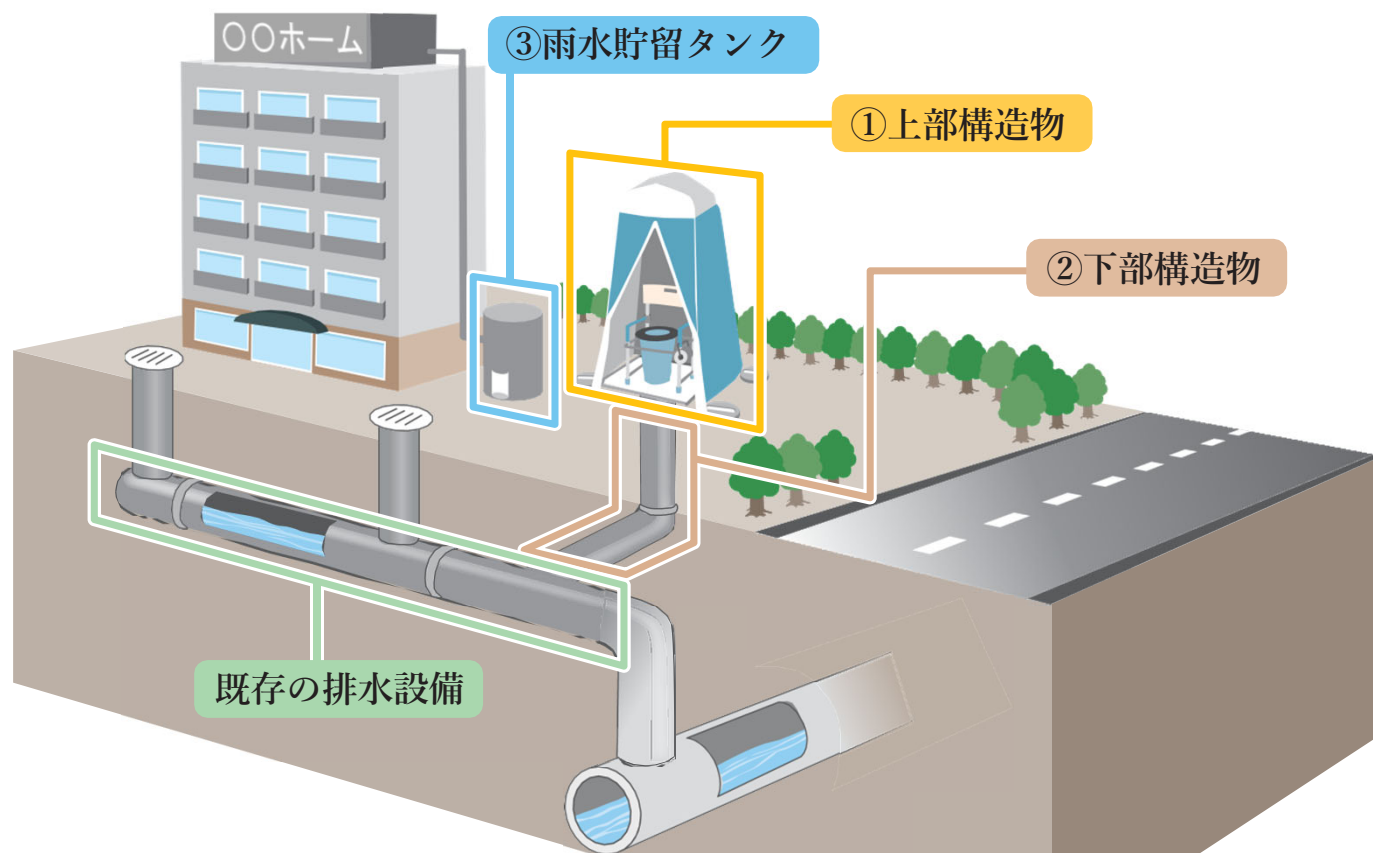
最大 60 万円



マンホールトイレの仕組み

マンホールトイレとは？

敷地内にある汚水ますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。



交付の対象物

- ①上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又は TENT、便器及び設置に必要な付属品
- ②下部構造物 ①上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ます
- ③雨水タンク及び付属品 容量200リットル以上のもの、設置に必要な付属品

▶ 交付対象者

横浜市内の下記対象事業所を運営し、マンホールトイレを設置する事業者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護付きホーム

▶ 助成金額

マンホールトイレの設置に伴う工事費及び備品等の購入費(上限60万円)

※消費税相当額は補助対象外となります。

▶ 申請期間

令和7年6月2日(月)～12月26日(金)

※ただし、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

【 問合せ先 】 横浜市健康福祉局 高齢施設課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-4119